

**第 2 回研究会（10月21日）での議論の概要****1 農協事業の全体像等について**

今回事務局より提出された資料で総合農協の全体の経営状況は分かったが、地域類型別にどのような特徴があるか、補助金はいくら入っているのか、次回に教えて欲しい。

（協同組織と株式会社の違いに関する資料に関連し）資料では、株式会社の目的は配当利益の追求とあるが、株式会社の実際の目的は「よりよい製品やサービスをより安く提供する」ことにあり、目先の利益を追求する経営では継続性がない。組織が（利用者のためより良いサービスを提供するという）本来の「目的」を達成するために「収益」を上げる必要があるのは、協同組織であろうと、株式会社であろうと、個人商店であろうと実質的にあまり変わらないのではないか。

**2 農協系統における改革の取組状況について**

JAグループの提出資料に「生活購買事業については、一部を除いて競争力を確保できない」との記述があるが、本当にそうなのか。改善の余地はないのか。

自分は、農協を含め、農業機械では4つ、肥料農薬では6つの取引先と商売をしており、十分な価格交渉を行っている。山間地や離島等の条件不利地域を除けば、多くの農家は農協がなくとも農業を行えるはず。

全中は、色男と同じで「金と力（実効性）」が乏しい。8月に「食の安全・安心対策室」を作ったが、実際に行動で表す単協・経済連・全農を動かせる裏付けがないのではないか。

日本の農業のために「生産工程管理・記帳運動」は良い試み。輸入品に対抗するために有効な手段だが、本当にできるのか。

全中・全農が本日説明したようなことが本当に実行できればそれで十分。現実に何故できないのかが問題。（できないのは）JA・役職員の意識改革に問題があるためで、「現状認識」や「将来見通し」が甘いからではないか。また、そのような甘さが生じる原因は、行政に対する依存心・行政が親切すぎるからではないか。

JAグループの資料では、「食の安心・安全」は、消費者の信頼に応えるとの視点から必要とされているが、BSEや無登録農薬の問題を見ても、結局農業者がその影響を一番受けるのだから、農協は、農業者のためにどう安

心・安全を確保すべきかと言う視点からも考えるべき。

安全、安心にはコストがかかり、そのコストをどこで負担するかが問題となる。価格に転嫁できなければ取り組みを続けることは難しい。

本当に収益が上がる農協へと改革するためには、経営の現状及び今後3年間でトータルとしてどのような経営を行うかを明らかにする必要がある。その点を明らかにしないと、会社ならば潰れてしまう。

単協でも環境問題を重視して、環境を守るための対応（家畜糞尿対策、残留農薬対策、残留肥料対策、廃プラスチック対策）を推し進めている。

農協改革の取り組みは、外から見ていとわかりにくい。（大会決議で）言いつばなしのままで、単協や組合員の現場ではどこまで浸透しているのか疑問。計画の達成状況や計画が進まない原因分析を継続して行う必要がある。

### 3 独占禁止法の適用除外について

公正取引委員会からの説明に対し、以下のような質疑があった。

Q：農協系統の独禁法違反が40数年で13件あるが、これは多いと捉えるのか、少ないと捉えるのか。

A：独禁法の審査は、全国を600人で行っており、全てのケースに対応できないので、摘発しているのは一罰百戒の効果をねらっている。公取が談合として上げているのは年20件程度だが、農協については適用除外規定がある中で、13件の違反事例（警告事例は19件）があることは重い数字であると認識している。

Q：新規参入が排除されているか否かの基準はあるのか。

A：新規参入を判断する一般的メルクマールはなく、個々のケース毎に実態を見て判断している。

Q：スーパー等が、欠品を起こした納入業者に対しペナルティを課すことは、優越的地位の濫用に当たらないか。

A：スーパーからの納入業者への圧力については、納入業者がペナルティをのまなくてはならない状況であれば、優越的地位の濫用に当たる。

Q：全中が資料で掲げている共同販売、共同購入、生産調整などのケースはどう判断するのか。適用除外規定がなくなると、独禁法違反になるのか教えて欲しい。

A：資料の記載だけでは具体的にどういう方法でやっているのか分からないので、違反になるかどうかは一概に言えないが、これらの事例は「価格の安定に寄与する」などの目的であり、「価格のコントロール」や「価格に対する支配力をつけること」を目的としているものはないと考えられるので、やり方を改善・工夫すれば独禁法の枠内で対応可能な内容ではないかとの印象を持った。

Q：「独禁法の枠内」とは、独禁法の適用除外規定に基づき許されるということか、それとも、適用除外規定がなくても問題ないという意味か。

A：適用除外規定がなくとも、やり方を工夫すれば問題ないという意味である。

価格をこうするとか決めて対応すれば問題がある。

Q：適用除外規定がなくなると、グレーゾーンについては個別に公取と協議しなければならなくなるのではないか。

A：適用除外規定によって基本的にノーチェックとなるが、その問題点は、得てして、もっと工夫すれば安くなるものまで一律にやってしまう傾向があること。違反行為を未然防止するとの観点から、例えば、要請があれば当方の基本的考え方を（ガイドラインで）提示すれば個別に協議しなくてもすむと思う。

#### 4 その他

農協自身は、自分の弱いところを知っている。それを立て直すかどうかは農協の意識の問題。直そうと思えば直せる。

農協には危機感がないとの話であるが、この「農協のあり方についての研究会」の設置自体、農協に大変な危機感を生んでいる。現在系統には、女性理事は250人となっており、新たな視点から安心・安全を確保できる農協の経営を目指しているので、御支援いただきたい。

以 上

(参考)

## 「農協のあり方についての研究会」議事要旨

日 時：平成14年10月21日(月) 13:30~16:00  
場 所：農林水産省特別共用会議室G・H 郵政事業庁舎2階

協同組織課長：定刻になりましたので、ただ今から第2回「農協のあり方についての研究会」を開催させていただきます。

本日は、第1回研究会に御欠席でございました、お二人の委員がお見えです。御紹介をさせていただきたいと思っております。

中京大学教授の水谷委員でございます。

J A全国女性組織協議会会長の峰島委員でございます。

なお、本日は、梅津委員、橋本委員は御欠席でございます。

また、本日は、農協系統団体及び公正取引委員会から、説明を予定しておりますので、説明をしていただく三名の方に御出席をお願いしております。

御紹介させていただきます。

全国農業協同組合中央会の山田専務でございます。

全国農業協同組合連合会の田林理事長でございます。

公正取引委員会経済取引局の原調整課長でございます。

それでは座長よろしく申し上げます。

今村座長：本日は足下の悪い中、御出席頂きましてありがとうございます。

本題に入ります前に、北村農林水産副大臣が御出席でございますので、はじめに御挨拶を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

北村副大臣：大変高い席でございますし、また貴重な会議の前に今村座長をはじめ委員の先生方の御理解を頂きましてご挨拶をする機会を頂きましたことを感謝申し上げます。本来でございますと大島農林水産大臣が参りまして、皆様方にご挨拶するところでございますが、18日から臨時国会が開会しまして、今日が代表質問ということで、13:00から本会議が開かれております。私も御挨拶だけで失礼し、また本会議に戻ることをお許しをいただきたいと思うところでございます。

第2回目の農協のあり方についての研究会、今日は雨の中、貴重な時間帯にお集まりをいただき、農協のあるべき姿、そういったことについて皆様方から御指導、そしてまた御議論をいただく訳でございます。私事になりますが、私は大学で獣医学を学んで獣医師として社会人の一歩は、実は農業共済組合の家畜診療所でございます。それが縁になって、今、この議論の最中にあります農協の営農指導にも籍を置きながら、獣医師として末端の農家の皆様方と共に歩んで10年間参りました。そして、その後、縁がありまして永田町の国政に参加を許されて、5期17年目の政治活動に入ったところでございます。今回、大島農林大臣の補佐をせよということで、副大臣を拝命したところでございます。

この農協のあり方についての問題は、「古くて新しい、新しくて古い」と言っても言い過ぎではないと思っております。私が農協、あるいは系統の組織に身を置いたときから、実は組合員の方々や地域の方々から農協のあり方について指摘のあったのもこれも事実でございます。そういう面では、この農協組織が自ら改革に取り組むということが本来の姿である、この様に私は思っております。こういう形である面で研究会の委員の皆さん方からの御指導をいただくということは、ひょっとすると生産者もそして農協の組織も、今まで手を抜いてきたのかなと、そんな反省も込めながら、是非皆さん方の

御理解をいただきながら、皆さん方のこれからの日本における農協の姿、あるいは生産者の組織としての農協のあり方について、皆さん方の御意見をいただきたい、この様に思うところでございます。

ただ一点、私の所属をしておりました農協は、本当に田舎の農協でありました。そこには農協以外の大きな店舗等がないというところでございました。そういう面からすると、組合員の方々からすると、農協というのは「面」で勝負する、面の指導をしていただける。民間の方々はどちらかというところ「点」で勝負をするというところがございます。そういう面では、点と面との違いで、ある面では多くの国民の皆さんからすると、組織としてややもすると「ぬるま湯の中に浸ってるのではないのかな」と、そんなような御意見があるのは当然であると私も思っております。

そういった経験も踏まえながら、皆さん方のこの研究会における意見を遵守しながら、来るべく時期までに農協のあり方についておまとめをいただき、今の小泉改革の中で農林水産省がしっかりと農協への指導という立場を明確にして参りたいと、この様に思うところであります。

どうぞ皆さん方の更なる御指導を心からお願いを申し上げまして、大島大臣に代わりまして粗辞でございますけれども、皆さん方へのご苦勞と、また、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございます。

今 村 座 長：どうもありがとうございました。

副大臣は公務多忙なためこれでご退席いただきます。ありがとうございます。

それでは早速本題に入りたいと思います。本日は、委員の皆様方から、前回、御要求のございました資料につきまして事務局でまとめましたので、それについての説明をまずはじめにさせていただき、続きまして、農協系統団体についての御説明を山田専務、田林理事長から説明していただき、更に、引き続きまして、農業協同組合の行う独占禁止法適用除外の制度等について、公正取引委員会の原課長から説明いただきたいと思っております。

はじめに、一括して説明いたしますが、議論の方は、少し段落つけて分けて進めたいと思っております。

それでははじめに、経営・組織対策室長から委員要求資料についての説明をお願いいたします。

経営・組織対策室長：経営・組織対策室長の山口でございます。

お手元の資料一覧の中の1番目から4番目、あと7番以下につきましては事務局の方で用意させていただきましたので、その概要を簡略に説明したいと思います。

まず資料1を御覧下さい。論点項目の整理(案)でございます。前回の研究会で論点整理につきまして出されました意見、また、今回座長の方から求められました書面での意見、これらを踏まえまして、座長とも御相談いたしまして論点項目を整理し直したものでございます。協同組織としての農協のあるべき姿を改革の基本的視点として1番目においてはどうかということでございます。2番目は消費者ニーズへの的確な対応ということで変わっておりません。3番目の部分は組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立ということで、効率化・スリム化と書いてあったものを、こういった形で大きくまとめております。それと前回、論点整理の3番目と4番目にご覧いただいたアグリビジネスの公平な競争条件なり、補助金依存体質の脱却ということについては、4番目に農協と農林水産行政との関係という形でまとめさせていただきます。

これについて、また後ほど、御議論があれば承りたいと思っております。続きまして資料2でございます。これは座長の方から、前回の研究会で御

依頼がございましたように、審議を促進するためにも書面での意見開陳をお願いしたいということで、各委員から上がってきた意見をそのまま綴ったものでございます。今日は、説明を省略させていただきまして、後ほどご覧いただければと思います。

資料3でございます。A3の大きな横長の資料が入っておりますが、これが農協事業の全体像ということで、前回、松崎委員から御要望のございました全体像についてまとめた一連の資料でございます。全体像の横長の表は、前回の「現状と課題」の中で出てきました数値・データを地域レベル、都道府県レベル、全国レベルで一覧性をもってまとめたものでございます。

続きまして2ページでございます。次のA4の紙の方を御覧いただきたいと思っております。これは農協系統3段階の販売品取扱高と購買品取扱高の流れということでございます。下の組合員から農協に上がっていく方の矢印、少し太い方の矢印が販売品、農作物の販売事業に係る代金の流れということでございまして、組合員の段階では、農協に4兆9,500億円、系統外に3兆8,500億円流れておるということでございます。農協に上がったもののうち4兆4,100億円は経済連、そのうち1兆8,100億円は全農に行くと、全農からの売り先といたしますのが、その左側にシェア、%で書いてあるところでございます。一方で、細い方の矢印は購買品の取扱高についてございまして、全農、経済連、農協と下の方に降りていくという矢印になっているところでございます。

続きまして3ページを御覧いただきたいと思っております。総合農協の財務の状況ということでございまして、総合農協統計表で統計をとっております、貸借対照表、その次が損益計算書ということになっておりまして、これは調査した総合農協の財務諸表を全部足し込んだものでございます。12年度でいきますと1,424組合ございまして、その合計した数値でございます。

4ページのところの損益計算書のところを御覧いただきたいのですが、その事業総利益と事業管理費というのがございまして、その差し引いたものが事業利益ということで、下から6番目の欄でございます。この事業利益をご覧いただきます、いわゆる本業の儲けでございますが、これが8年度、5年前には1,338億円あったものが、12年度には425億円と1/3以下に落ちておるという状況でございます。一方で、経常利益で見ますと、落ち込みはそれ程大きくない訳でございまして、その原因はというと、その次の5ページでございますけれども、上のところに事業外損益の内訳というのがございまして、事業外収益として受取出資配当金なり受取雑利息、こういった形で系統の上部団体から収益が入ってくるということで事業外損益がプラスになっていることが貢献しておるところでございます。なお12年度については、金額がかなり大きくなっております。これは全共連と県の共済連が統合いたしましたときに、財務調整で合併交付金が発生しました、これが単協の方に交付されて経理上入れられたということでありまして、

それと(3)は部門別純損益の推移ということで、前回もお示ししました表でございますけれども、注のところでもう少し詳しくこの資料の性格を表しております。総合農協の中から地帯別に代表農協を選んだサンプル調査であるということ、定点観測をしようとしているんですけれども、農協は合併したり事業譲渡などによりまして新設・消滅があるわけでございます。必ずしも各年度の調査対象農協は同一でないということで、調査データ自体として各年度を継続的に見るということにはちょっとやりにくい表でございます。

続きまして6ページでございます。経済連の財務の状況でございます。最後の損益計算書の推移をご覧いただければおわかりのように、12年度になりますと事業利益、経常利益ともに赤字になっております。

それと7ページは、全農の財務諸表でございまして、これは損益で見ますと毎年、大体、経常利益ベースで50億程度の利益を計上している。そういう

状況でございます。

続きまして資料4でございます。協同組織としての農協のあるべき姿についてという表題をつけておりますが、農協のあるべき論と言いますか、あるべき姿について、前回、色々御意見が出た訳でございます、その議論の参考となるように作りました資料でございます。これは、農協と株式会社との相違点をまず表にしたものでございます。設立目的のところは線を引いておりますように、農協は自主的な相互扶助組織でございますけども、組合員の事業利用によるメリットを最大限にすることを目的としております。後ろに出てきますが農協法第8条に書いてあるところでございます。

また、営利性につきましても営利を目的としていないと明記しております。この営利と言いますのは、御承知の通り、いわゆる配当のための利益の獲得を目指すという意味ではないということでございます、全く収益を上げないという意味ではございません。

また、議決権のところは人的結合体でありまして、正組合員についての一人一票制というものを敷いているところでございます。

また、事業活動の中では、事業の範囲は、農協法に実施可能な事業が限定列挙でございます、この中で当該農協の組合員にとって意味のある事業を定款で定めるべきということになっております。

対象者につきましては、その構成員である組合員に対して事業を利用してもらうと、こういう前提で事業を実施することとなっております。

もう少し下のところに下線を引いておりますが、とはいえ、農産物を売る販売先又は生産資材を購入する仕入先、こういったものは系統外の経済社会一般でございますので、そこでは農協も当然、株式会社等との競争をする訳でございます。

続きまして2ページ以下でございますが、関係条文を掲げております。まず、食料・農業・農村基本法に関する条文が2ページ、3ページ。農協法の関係条文が4ページ、5ページ、6ページまでございます。これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

7ページと8、9ページには先程の比較表に書いてあることを分かり易く絵にしたものでございます。株式会社と農協の違いと言いますのは、上の株式会社でございますと、株主が出資しまして、提供する商品・サービスのユーザーは別にいると、株主ではないという不等号の記号が付いております。一方、農協では、組合員である農業者が出資いたしまして、提供する商品・サービスのユーザーというのは、また組合員で戻るということでございまして、その下に、ちょっとコメントを書いておりますが、ユーザーは組合員であり、そのニーズの把握・対応は、本来、農協の方が容易であろうと、株式会社の場合は、その顧客という社会全体に対して、色々とその的確なニーズを把握するために努力しなければいけないという中で、農協が事業対象とするもののニーズというのは身近な組合員であるというところが違うところだと考えております。

8ページでございますが、農産物販売の関係でございます。一番上に書いております国産農産物と輸入農産物ということで、競争関係がある訳でございます。一番下に「市場」と書いておりますけれど、消費者なりスーパー・外食・加工業者等の事業者でございますが、この方々は国産と輸入、どちらから調達するのが有利なのかということでの競争関係がある訳でございます。

国産農産物は基本的に組合員である農業者で作られる訳ですが、農業者としてもどのルートで販売するのが最も有利なのかということで、4つルートがございます。まず、農協系統以外の販売業者に売られる場合、真ん中のルートは直接消費者なりスーパー・加工業者なりに売られる場合、農協を通じ

て売る場合も農協から直接スーパー等に売る場合、または連合会を通じて売る場合ということで、市場の方から見ますと、どこから調達するのが最も有利なのか、この有利だという意味は、安全・安心の面、価格の面、量の面これらも含めて総合的にどれが合理的かという比較をされる訳でございます。農協・農協連合会としましては、こういった選択の中で、自分らが選ばれるように努力する必要があるというふうに考えております。

9ページでございますが、生産資材でございますが、これは農協・連合会等から農協系統外の生産資材業者との競争関係がまずある訳でございます。まず農協が連合会から仕入れる場合には、連合会かそれ以外かどちらが有利であるかという判断がひとつある訳でございます。農協としては組合員メリットを最大化ということ意識して事業運営をしていかなければならない。また、組合員である農業者も農協から仕入れるか、農協系統以外から仕入れるか、どちらが有利かというようなことで、ここも競争が発生する訳でございます。そういったことを前の比較表の補足として付けさせていただきました。

資料7は、前回の議論の概要でございます。御参照下さい。あと、参考資料としては農協改革ボックスとして、農林水産省のホームページに国民全般からの意見や提言を聞くためのボックス、そういった欄を設けております。これも後ほどお読みいただければ結構でございます。

今村座長：ありがとうございました。今の説明資料についての御質問等々は、後ほど一括してお伺いすることにいたしまして、それでは続きまして、全国農協中央会の山田専務から、農協改革の取組状況について御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山田専務：こうした機会をいただきまして、御礼を申し上げます。

資料5に基づきまして、JA改革に関する我々の取組みと、とりわけ課題となっております営農・経済事業の改革の取組みの考え方について、報告をさせていただきます。

まず、JA改革に関するこれまでの取組みであります。広域合併の実現ということで合併推進を相当やってきております。更に、組織・事業の2段階ということで県段階と全国段階の統合も進めてきているところであります。それから、一昨年の第22回、これは3年に1回全国大会を開いておりますが、一昨年は「農と共生の世紀づくり」ということを決議するとともに、行動計画を立てまして、その行動計画の進捗を常に点検しながら実践に取り組んでいるところであります。こうした中で、食に関する信頼性の危機等、新しい課題が生じている訳でございます。5つの重点実践事項を定めて改革に取り組んでいるところであります。

資料の6ページを御覧いただきます。

別紙1として、JA改革の実践に向けて取りまとめしております。項目だけで御紹介申し上げますが、今、これまでのJA改革の取組みとして掲げましたことを1番にまとめておりますし、2番はJA改革の課題として、食の信頼性の危機、農の基盤の危機、それからJAの組織・経営の課題として問題提起をした上で、3番目に5つの重点実践事項ということであります。ひとつは「安全・安心な国産農産物の提供」であります。具体的な内容は省略します。そして次のページは、2番目「営農・経済事業システムの見直し」であります。これが大変重要な課題であります。3番目は「農の担い手の育成と大規模・法人農業者への多様なサービスの提供」でありますし、4つ目は「統合連合それから中央会の機能再編」そして最後は5つ目「役職員の意識改革」であります。

1ページに戻っていただきまして2番目ですが、JA経営をめぐる課題であります。JA経営は今も御説明がございましたが、各事業ともに伸び悩んで

おりまして、相当厳しい状況が見込まれるところであります。とりわけ農業関連の販売事業や生産資材の購買事業がですね、輸入増加や価格の低迷による取扱いの減少だけでなく、担い手のＪＡ離れ等、農協利用が低下するという課題を抱えております。我々に取りまして農業は存立の基盤であります。営農・経済事業が低迷することは、ＪＡへの結集を弱め、その他の信用・共済事業も含めまして多大な影響を与えることになるということで危機感を持っております。信用・共済事業も含めまして、ＪＡ全体の改革を進める必要があります。とりわけ営農・経済事業については目に見える形での実践を図り、それが農業者や消費者から評価されるものでなくてはならない訳でありまして、次期大会を来年やりますし、更に、後ほど御報告ありますが、全農の中期計画等におきまして抜本的な改革の実践に取り組むことにしております。

とりわけ課題となって早急な取組みが必要な営農・経済事業の改革についてであります。いずれにしろ、市町村段階のＪＡの取組みと、それから県段階、全国段階の全農、経済連並びにその子会社等の改革を一体的に進めることがまず大事であるということでありまして、そこで市町村段階のＪＡの営農・経済事業の改革の方向であります。4つほど掲げている訳であります。

ＪＡの営農・経済事業の根幹であります販売事業は、安全志向の強まりや生産者と消費者の距離を近づけるためにも、ＪＡが主体的に販売ルートを開拓するなど、販売ルートの強化に取り組む必要があると考えております。それから、共同利用施設については、収益の現状を開示し受益者中心の運営に転換する必要がある、また、合併に伴いまして施設の統廃合を進める必要があります。

生産購買事業についてであります。物流経費による赤字を解消するため、ＪＡ単位での物流拠点の整備並びにアウトソーシングの実施、商系よりも安い生産資材を供給するためのＪＡの仕入れ機能の強化、更に担い手等大口需要に対する大口割引等の事業方式の見直しの徹底が必要であると考えております。

生活購買事業であります。一部を除いて競争力が確保できない状況にあります。このため、レギュラーチェーン化を進めるとともに、それに対応できない赤字施設・部門については、原則廃止・業態転換を進める必要があります。

続きまして、県段階の経済連並びに全国段階の全農並びにそれぞれが抱えております子会社の方向についてであります。ＪＡの営農・経済事業の改革の方向に沿いまして、まず「選択と集中」それに伴う経営資源の再配置ということが課題であります。具体的には後ほど全農からの報告があります。

3点目は、今後、具体的な改革の課題を詰めることとしておる訳であります。現段階でも当然迫られるといいますが、求められる推進方策を3点ほど整理しております。

まず第1は、販売力強化の観点から必要なものについては、「協同会社化」を進める必要があると考えております。第2に、改革を通じて営農・経済事業要員についての圧縮といいますが、あり方を見直す必要があると考えています。第3に、改革を促進する契機として情報開示が重要であり、営農・経済事業分野における場所別・部門別の損益状況の開示を進める必要があると考えております。

最後に、これら対策を講じるために検討体制を作ることにしております。3点整理しておりまして、ＪＡと全農・経済連並びに子会社の改革を統一的に進めるため、改革実践の核となる者による共同の検討チームを構築したいと考えています。具体的には、まず全国連によりまず全国連検討チームにおいて営農・経済事業改革についての大枠を検討する。その上で、県本部・経済

連、県中、JA等を加えて検討チームを設置しまして、実践具体策の策定とその実践を図りたいと考えております。そして改革の推進方策の早急な策定と実践の観点から検討・実践体制の設置時期は、第23回JA全国大会が来年10月であります、その議案への反映とそれと連動した運動・取組みを図っていくためにも、11月から来年3月までとしまして早急な方策の策定を図っていきたくこんなふうに進めているところであります。

今村座長：ありがとうございます。それでは引き続きまして全農の田林理事長から「全農グループの事業改革について」7～8分程度で御説明をお願いします。

田林理事長：それでは、4ページを見ていただきたいと思います。「全農グループの改革のすすめ方」です。

中期事業構想といひまして13年の4月、13年度から5年間を対象とした中期構想を作って、行動計画を事業別に設定して取り組んでおります。

10ページを開いていただきたいと思います。その内容が簡単に記しております。先程ありましたように、ひとつは安心・安全な国産農作物の提供ということで、防除記録、生産・栽培歴、そうしたものを記帳するという運動を農家に対して進めてきております。

2つ目は、安心システムということで、そうした記帳運動と流通過程の管理を含めて、それらを第3者に検証してもらった上で出荷していく、そういう内容のものでございます。

3つ目は、ISOの認証の取得。

4つ目は、営農指導事業の強化ということで、農協の営農指導員を対象にしまして生産販売企画専任者の育成のための講習会を進めております。

次のページに入りまして、JA・生産者への営農情報ということで、いくつかの生産情報を農薬や肥料や段ボール等農業機械も含めて出しております。

生産資材コスト低減の取組みは、20%削減の目標を作ってやっております、とりわけ、物流コストの削減、全国に農協の昔の支所毎にある1万ほどある農家配送拠点を約300に集約するという、14年度末の累計といたしまして、下に書いております56～60程度を見込んでおります。低コスト資材の普及ということで、海外での生産拠点の設置、海外からの輸入、メーカーとの共同開発等を含めて、肥料、農薬、段ボール、農機で進めております。

次のページに入りまして、担い手農家・生産法人への対応でございまして、これは、大型農家に対して価格を安く設定している、肥料では10トン満車で30%程度安くするとか、あるいは農薬でも大型規格を作って、大型農家向けの農薬を作り価格を安くしている。

生活関連事業は、Aコープ店舗とJA-SSの収支改善指導や店舗の統廃合を進めておるところでございます。

元の資料4ページに返っていただきたいと思います。

以上のことに取り組んできた訳ですが、その後の環境変化への対応ということで、特に、この3月、私共不祥事を起こしまして大変皆様に御迷惑をおかけした訳ですけれども、こうした事が2度と起こらないように、食の安全・安心にこれから人と資金を重点的に投入していきたい。安心システムの拡充やトレーサビリティシステムの確立についてやっていきたい。

JA米の取組みということで、農家からJAに集荷する米について、先程申し上げました防除や栽培記録などを付した米を集荷して、それを通常の米と分けして流通させていくという取組みをかなりの量の集荷する米で取り組んでいきたい。

それから2つ目は、統合した全農に対する会員からの強いメリットの還元要求がございまして、これに対応するという、今、6兆円程度の取

扱い分量の中で毎年3千億から4千億の事業分量が落ちていっております。したがって、片方では環境の悪化、片方ではメリットの還元の要求、こうしたことを両建てで対応していかななくてはならない。当然、要員調整がそこにはでてくる。

それから3つ目は、県別に事業展開の単位としておりますけれども、これをブロック別に数県まとめたブロック別の展開や、株式会社化によるコスト削減などもやっていきたい。

中期計画で作った行動計画を抜本的に見直して、改革のスピードアップを図っていきたい。

このようなことを今、議論しておりまして、来年の4月から次の計画へ反映していく。

次のページは、中長期的にはどうするかということでございまして、「事業改革委員会」を全農の経営役員会の中に設置してこれから検討していく。この改革委員会は3年継続する。これだけ激変をしている時代ですので、毎年毎年事業を点検するという意味で、3年間とりあえず継続する。

第1段階としまして、14年の11月から15年の4～5月を目指して、下記(3)に書いてあるようなテーマを検討しまして、一番下に書いてあるJA大会や16年度以降の年次別の事業計画に反映して実践をしたいと思っております。

今村座長：ありがとうございました。それでは引き続きまして、公正取引委員会の原調整課長から独禁法適用の具体的事例についての説明を15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

原調整課長：公正取引委員会経済取引局調整課長をしております原と申します。

それでは資料6に基づきまして、農業協同組合と独占禁止法の適用除外の関係等について概略と、今まで、私共、農業協同組合に対して独占禁止法違反ということで処理をした事例がございまして、これの概要等について簡単に御説明したいと思います。

まず資料の1ページ目でございますが、農業協同組合が独占禁止法の適用除外になっていることとの関係でございますが、独占禁止法の第22条に協同組合に関する独占禁止法の適用除外規定がございます。これにつきましては、昭和22年、独占禁止法が制定された際にもう規定があったものでございます。

この制度は、単独では大企業に伍して競争していくのが困難な小規模の事業者、交渉力が一般的に弱いと言われております消費者が、相互扶助を目的とする協同組合を組織しまして、市場において有効な競争単位として行動する。そのことは公正かつ自由な競争の促進に資するということで、協同組合の行為自体、場合によっては独占禁止法違反になる場合もあるんですが、多くは独占禁止法違反にはならないんですが、積極的に独占禁止法に位置付けるということで協同組合の適用除外規定が設けられたという経緯がございます。

この協同組合の独占禁止法の適用除外規定、それ自体につきましてはアメリカでもいくつかございます。この場合には協同組合の事業と通常の一般の株式会社との事業が併存して、實際上競争が行われているという場合がほとんど全てでございます。

適用除外になる協同組合というものは、全ての協同組合がなるかということではなく、適用除外の対象となる協同組合というのは、法律の規定に基づいて設立されたものであって、以下の4つの要件がすべて該当する組合、連合会に限られます。ア、イ、ウ、エということで、小規模とか消費者の相互扶助を目的とし、任意に設立され、加入と脱退が自由である。組合員が平等の議決権を有する、一組合員一票とか平等の議決権を有する。それから組合員に対して利益分配を行う場合は、その限度が法令又は定款に定められて

いること、というものでございます。

現在、法律で定められているのは、ここに書いてございます9つの法律でございまして。その中に農業協同組合法とか水産業協同組合法等、農林水産関係の協同組合が入っております。

それから次に、適用除外とされる行為ということで、協同組合の行為すべてが独占禁止法上適用除外になるということではございません。

まず第1には、それぞれの法律で定められた組合の行為に限定される。更に「不公正な取引方法を用いる場合」とか、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法が適用除外されません。

具体的にどのような行為がなるかということで、後でただし書については違反事例を簡単に御紹介する際に御説明しますが、基本的にほとんどの協同組合の行為というのは、競争を実質的に制限をすることとはならないわけでございますので、適用除外規定がなくても独占禁止法の各違反行為に当てはまるという場合というのは少ないということでございます。

ただ、独占禁止法との関係で問題となるといいますか、適用除外が機能する場合は、「競争が狭い地域に限定されている場合」、つまり当該市場において独占的な者が協同組合である場合や「連合会の行為も適用除外となっていることから、何らかの要因により新規参入が制限され、全国ないし広域的に組織されている場合」に、ある行為によっては公正な競争が阻害され、協同組合の共同事業が独占禁止法との関係で問題になる、ということでございます。

次のページをめくっていただきまして、農業協同組合等の取扱いということで、農業協同組合の場合にはどういう形になっているのかということで、農業協同組合、その連合会については、農業協同組合法第9条において、先程の小規模な事業者または消費者の相互扶助を目的とすること、各組合員が平等な議決権を有することについては、要件を備える組合とみなすという、みなし規定がございます。したがって、通常、農協が組合員のために行う共同販売事業とか共同購買事業等、独占禁止法の適用が除外されております。

ちなみに、中小企業等協同組合法では、出資の額ですとか資本金の額というのを中小企業基本法の規定を引用して、そのような資本金の小さい事業者のみの構成員の場合には、小規模事業者の相互扶助を目的としたものとみなすという規定がございます。ただ、農業協同組合の場合には大規模の株式会社等の参入が認められる組合員の資格になっておりませんので、そういう規定ではなく、基本的には協同組合そのものが要件を満たすという規定になってございます。

農業関係では更に、中央会とか農事組合法人というものが、独占禁止法第8条、これは事業者団体の禁止行為でございますが、これの適用除外行為になってございます。

過去の独占禁止法の適用事例でございますが、ただし書として不公正な取引方法を用いる場合に適用除外ではないとされておりますが、その事案として13件ございます。

これは3ページをめくっていただきまして、昭和31年の農林中央金庫及び北海道信用農業協同組合連合会に対する件から、4ページの平成11年、鳥取中央農業協同組合に対する件まで、これは、一つは生乳等の販売におきまして、ある事業者以外の事業者には組合員である農家に販売をさせない、農林物資を使って何か加工したりする場合の新規参入を阻害するという事例、それから3, 4, 5以下大体そうでございますが、生産資材に関して組合員が直接、商系から購入するのを妨害したり、単協が連合会からではなくて、直

接商系から購入するのを妨害して、連合会経由で販売させるというような観点でございます。

これは色々な農家の方ですとか、単協が色々購入ルート等を開拓をしたり、メーカーと直接購入交渉して農協から購入するよりも安く買えるような場合に、それを妨害するという形でございます。

その背景としましては、ひとつは昭和50年代に行われた農業近代化資金の融資をテコとして、言うことを聞かないと融資をしないという場合、もうひとつは、連合会・農協にしましても、色々な資・機材を共同購入する場合に通常商系で買う、商系なり販売業者にとっては、農協・連合会というのは取引先としてはかなり大きなものがある、そのうちの一部を例えば単協が直接購入するという様な場合に、購買力が大きいということを背景に、販売業者に対して条件なり、「直接売るな」とか、そういう条件を付けるというようなものでございます。

2ページに戻らせていただきまして、最後が農協の行為に関する独占禁止法の適用除外制度の問題点ということで、私共、農協の適用除外制度を考えるに当たって、単協の行為と連合会の行為に分けて考える必要があるかと考えております。単協の場合には他の農協等との競争もあり、ある程度の適用除外制度なりがあったとしても、弊害とかは少ないと思っておりますが、連合会の場合には、当然系統利用率の問題、低い場合もございますし、実際に民間の事業者、商系と競争が活発に行われている分野もある訳でございますが、中には系統利用率が極めて高いとか、また、その使うほとんどが農家専用というような商品もある訳でございますので、連合会の行為というものについては、競争に及ぼす影響というのは大きいのではないかとこのように考えております。

また、農協の事業といたしましても、共同販売、生産資・機材の共同購入から生活関連物資の共同購入、共済・信用とか色々事業がある訳でございますが、そういう意味で競争に与える影響ということで、私共、無視できないと思っておりますのが、共同販売事業と生産資・機材の共同購入というようなこと、それ以外につきましては、他の事業者との競争があるということでございます。

こういう適用除外制度の問題点につきましては、ここで書いてあるとおり、平成10年に、ただし書規定の整備を行うこととして検討を行いましたけれども、検討過程におきまして関係省庁との調整が折り合わず、結論で改正しなかった経緯がございます。

しかしながら、私共としては独占禁止法の適用除外に関する問題自体は解消されたわけではなく、農業分野の新規参入が制限され、農業協同組合のように農業に従事するものの加入率が極めて高く、かつ、系統利用率が高い場合には、連合会が適用除外とされていることなどから、依然として問題が残されていると考えてございます。

私共としては、適用除外制度の問題点、またはただし書である程度、独占禁止法上の適用があるという事実を踏まえ、真に農業分野において競争が、今後促進されるという形で、例えば、単協間の競争を活発にするとか、やる気のある農協がより事業活動の創意工夫が発揮できるような観点から、農協のあり方について検討していただければというふうに期待しているところでございます。説明は以上であります。

今村座長：ありがとうございました。それでは、引き続きまして、全中の方から「独占禁止法の適用除外の意義について」資料ナンバー5の13ページ以下にございます。全中の山田専務の方から簡単に御説明願います。

山田専務：「1.経過」は、ご案内のとおりでありますし、さらに「2.独占禁止法と協同組合」の関係についても、今、公正取引委員会からご説明頂いたとお

りであります。

なお、ただし書以下にも書いてありますが、すべて適用除外であるというわけではありません。不公正な取引の場合には、きっちり適用がなされているということでもあります。

そこで、独占禁止法と関連したＪＡの事業の現況を若干申し上げたいと思います。

１３ページの下段でありますけれども、農村におきまして一般の商社・業者・ホームセンター等が急速に進出しておりまして、すでに相当激しい競争が展開されているというのが実態でありまして、そういう面では、公正かつ自由な競争条件が十分に確保されているのではないかと考えております。

続きまして１４ページに、具体的に販売事業についてまとめてありますが、農協の共同販売は農家組合員個々に販売するよりも、有利な価格を実現することを目的に、品質・規格をそろえ、ロットをまとめて出荷する事業であります。

この共同販売は、無条件委託、平均売り、共同計算を基本とし、これに関連して必要に応じて出荷・販売調整、生産調整、備蓄・調整保管により販売価格の安定を行っているところであります。

購買事業については、個々の農家組合員やＪＡでは大企業に対抗しえないため、協同組合や連合会を組織し、協同組合や連合会に需要を積上げることにより有効な競争単位となり、より有利な取引条件を獲得すべく共同購買事業を実施しているところであります。

現在、このような事業システムについては、協同組合の行為として独占禁止法の適用除外となっているわけですが、適用除外の制度が廃止されますと、個々の行為について、実質的に競争を制限しているのか、いないのか、その判断が求められることになりまして、共同経済事業が実施できなくなる恐れがありまして、次のページにいくつかの事例を示してあります。

簡単な事例でありますけれども、個別の法制で需給調整が認められているもの以外で、独占禁止法適用除外が廃止された場合、問題となることであります。

一つは、りんご、夏秋キュウリ、冬レタス等ですね、全農が主催する作物部会で、これは主産県で構成する協議会ですが、情報交換するとともに、必要に応じて出荷調整を働きかけ、ＪＡが出荷調整し急激な価格変動を回避しております。

それから乾椎茸ですが、全農と主産地の９県のＪＡで格付共選要領を策定し、それに沿って農家組合員が出荷したものを選別格付、出荷調整を行い県本部ごとに共同計算によって農家組合員に精算しております。また、この格付けが流通段階にも浸透していることから、流通と価格の安定に寄与していると考えています。

こんにゃくですが、主産地である群馬県のＪＡと全農で調整加工する生いもを対象として共同計算を実施し農家組合員に精算しているわけでありまして、こんにゃくは天候要因によって出来不出来が大きく、相場は乱高下を繰り返していましたが、この取組みによって流通と価格の安定に寄与している次第であります。

それから購買事業についてですが、肥料については、農家組合員から、価格交渉のメーカー一任を前提とした需要の積上げを行っているわけでありまして、結果として価格の安定を実現しているという事で考えてます。現に、主要銘柄であります高度化成は、このような価格交渉を行い価格の引き下げを図っているという次第であります。

率直に言いまして、果たしてこれらの共同事業が独占禁止法で取り締まる事業なのか、ということをお願いしたいと思います。

戻って頂きまして１４ページでありますけれども、ＪＡグループの考え方として、

2点上げております。

現行法制のもとで、農協の共同経済事業を通じて有効な競争単位が形成されて、それにより競争条件が整備されていると考えているわけでありまして、このため協同組織の適用除外は維持すべきであって、制度の見直しは必要ないと考えています。

一方で、適用除外の対象となっても、農協の行為が不公正な取引であったり、競争を実質的に制限するという第22条のただし書に該当する場合は、独占禁止法が適用されるのであって、事業の遂行に当たってはこうした不公正取引にならないよう法令の遵守を徹底するという事は当然だということであります。

今村座長：ありがとうございます。以上で説明を全部終わりたいと思います。

これから質疑・討論に入りますけれども、その前に一言だけお断りしておきたいのは、先程、協同組織課長から冒頭にお話がありましたように、資料2について、委員提出意見がお手元にいつていると思いますけれども、本来なら事前に皆さんに配っておけば良かったのですが、とてもそれは間に合いませんので、今日に至ったわけですけれども、私は読ませて頂きました。大変良い御意見を頂いております、これはこれからも参考にし、御意見を出して頂きたいと思っておりますし、それから、まだお書き頂いていない方は、これからもまだ時間はいっぱいありますからどうぞ書いて頂きたい。或いはこれに更に追加する、或いは補足するという御意見がございましたら、また書いて頂きたいと思っております。

この資料は、研究会の御発言と同等に取り扱わせて頂きたいと思っております。なにせこの研究会は、討論の時間がございませんので。今日もこれからですね、90分無いんですね。一人当たりで割るとほんの6、7分ぐらいしかないわけですけれども、是非こういう形で御意見を寄して頂きたいと思っております。

それでは、早速、御質問・御意見の時間に入らせて頂きたいと思っておりますけれども、やはり少し分けた方が良くかと思っておりますので、分けさせていただきます。

初めに、事務局から説明のありました皆さんの要求資料について、いろいろ農協についてのデータ等ございますけれども、これについて御質問・御意見ございましたらお伺いします。

その次に、全中の山田専務、全農の田林理事長に、御質問・御意見を言って頂きます。

最後に公取の原課長に対して、或いは山田専務に対して、独禁法適用除外の問題について、少しずつ性格が違いますので時間を分けて御発言頂きます。

早速入りますけれども、事務局が用意した、皆さんの要求された資料について、御質問・御意見ございましたら、どなたかどうぞよろしくお願ひします。

松崎委員：私がお願いした資料が一番先に出ております。大変わかりやすく5年間に渡っての資料、ありがとうございました。

ただその中で、単協の数字を足し上げたというふうにお聞きしたんですけれども、例えば県連とか全国連とかどういう段階で事務があるのか分かんないんですけども、会社で言えば支店とか本社の費用ですね、そういうものがどうなっているのかという事がちょっと分からないんで、この辺をひとつお願いしたいと言うことと、それからこれで見えていきますと、資本金の方は増えているという事で、ただ、損益の方で事業利益では1,300億円あったのが425億円まで減ってしまったと、ただ事業外で増えているという、これは特殊事情ということでございますけれども、この中でやはり補助金がどうなっているのかということですね、これが相当問題になるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺を一つ御説明頂ければありがたいというふうに思います。

それから一番最後の5ページのところの資料は総合農協の中から地域別と

(3)の注1に書いてありますが、(3)の資料だけででございますね。前の部分には関係なしということで。(事務局より「然り」と返答)

この資料はここまで出して頂いて有難いんですけども、まだまだこれでは十分中身は分かんないなという感じは致します。

それから、例えば事業別とかですね、単協別にどうなっているのかと、そんなことが分からないと、どういう風に組立てていって良いかと言うことが分からない。

それから、先程の山田さんの御説明でしたか、大変克明にいろんな良い事をやるということを書いて頂きましたけれど、5年間の数字の後に、今後3年間こういふことをやると、結果こうなるということが出ないと、我々としても良いことやるということは十分理解できるんですけども、それが数字と時間が計画の中にキッチリと入っていないといけないんじゃないかと、こういう感じがいたします。

経営・組織対策室長：一つは、本店費用の分はどうなっているのかという御質問だったと思うんですけど、我々が使えるデータといいますのは、総合農協統計表というのがございまして、これは市販もされておりますけれども、これが我が方で全農協を対象にデータを取っておるものでございます。

この費用の分け方が、本店・支店という分け方で無く、事業別の費用の取り方をしておりますので、本店費用という形では取りにくいのですが、共通管理費的なものであれば、次回お示しはできると思います。

補助金につきましては、基本的にはこの損益計算書上では特別損益の欄に入ることになっておりまして、特別損益の中の収益のところに入っております、ここでは収支差だけ出ておりますけれども、そこで補助金を経理しているところでございます。

それと、補助金の実態はどうなっているかということにつきましては、我々としても、検討課題の一つとっておりますので、次回別な形で資料をお示ししたいと思っております。

部門別損益について、単協別に具体的にどうなっているかということについては、一農協平均ぐらいは出るんですけども、それでよろしいですか。

農協ごとに、都市部の農協から中山間にある農協まで規模も事業内容も様々なのでございますけれども。

松崎委員：今後どうやっていくかという事の判断材料でございますから、千幾つ並べられても、逆に判断がしにくいと思っておりますので、特徴のあるもので、こういうところにはこうやるとかですね、そういう判断のできる資料までブレイクダウンされていけば良いんじゃないかと思っております。

それから、先程の本店機能については、数字としては全部入っているという認識でよろしいんですか。

経営・組織対策室長：はい。

松崎委員：それから、特別損益の中と言うことは、133億円から次の9年度が300億円に増えて、178から108億円に。特別損益、これで良いのかな、減ってきたと、こういう認識でよろしいんですか。

経営・組織対策室長：すいません。今ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、特別損益といいますのは、特別のその収益とその費用との両方を差引いたものでございますので、特別収益の中に補助金の部分が入っておるということでございまして、金額がこの金額と言うことでございませぬ。ですから、先程言いました、もう一度、別の資料の形でですね、補助金の交付額を今、省内でも調査をかけておりますのでそれをお示ししたいと思っております。

今村座長：あと、松崎委員から実績は分かったけれども、3年間ぐらいの計画はないのかと、これは後で、農協系統のお二方おいでですから後の方に回させて頂きます。

水谷委員：資料4について農協と株式会社の相違点という資料を頂きました。この中の一番最初の設立の目的なんですけれども、農協の方はよろしゅうございます。

株式会社の目的につきまして、「事業で利益を上げてこれを株主に配当すること」というふうに書いてますが本当にそうなのかと。或いは、法律の面ではそうなっているのかもしれませんが、現実の株式会社を見ますと大分違うと思うんですよ。

どういう具合になっているかと申しますと、会社の目的というのはより良い製品やサービスをより安く提供する、これが目的のような気がいたします。これは、いろんな会社を見まして、大から零細まで。現実に行っている事を見ますと、確かに目先の利益だけを目的にしてる所もございましてけれども、そういうところは、持続性は結局はないんですね。

ですから、株式会社と言え、営利を目的にしているという具合に皆さんおっしゃる場合があるんですけども、現実には違うんじゃないかと。

そのより良いサービス、より良い製品を提供するために何が必要かと申しますと、将来にわたってそれをやっていかなきゃいけません。良いものをタダで提供すると一番良いんですけども、もしそうしますと、翌年の資材も購入できないということになりますので、翌年の資材購入分だけは自分で資金を稼がなきゃいけない。そして、翌年以降にもっと良いものを作ろうとしますと、投資が必要である。そのためには、収益が不可欠なんですね。

収益を上げるって言うのは、目的じゃなくて手段に過ぎないんじゃないかと、私は思っております。ですから、適当にやれば良いわけです。適当に収益を上げれば良いんです。ところが現実とは言いますと、適当では収益は上がらないんですね。そこで、必死になってあたかも収益を上げることが目的のようにやっているという現実はございます。

でも、あくまでそれは本当の目的であろうかという疑問を持っているのでございまして、この点について、あまり収益目的が株式会社で、これはけしからんと、そんな真似をすべきじゃないと言われますと、そうなんだろうかと、現実には違うんじゃないかとこんなふうに思っております。これはですね、逆に申しますと、収益を上げなくて良いんだということになるかということでもあるわけです。

その意味では、協同組合組織であろうと株式会社であろうと、あるいは個人商店であろうと本当の目的っていうのは、あんまり違わないんじゃないか。手段としての利益を上げるということも、かなり重要であるということも、またあまり違いはないんじゃないかならうかと、こんなふうに思っております。

これは、将来の農協のあり方につきまして、仮想敵国を設けて、これはいけないということで、自らの陣営に留まるということだけでは、やっていけないんじゃないか。むしろ良い点はドンドン取り入れていくという方式も必要なんじゃないかという意味におきまして申し上げたいところでございます。

今村座長：これは資料を作った事務局は容易に答えられないので、御意見として伺って、これからいろいろ議論していきたいと思っております。

松崎委員：今のお話ですがまさに我が意を得たりで、この前経団連と農水大臣、武部さんの時ですけども、懇談会の時申し上げたんですけども、農業の方と我々事業家とお話すると、一番違うのが要するに儲けのことなんですね。それから競争のことと、この二つが決定的に違うと。

私は以前から、会社っていうのは目的はあくまでも消費者のためだと。で、利益は結果であるという考え方です。

ただ、今、先生おっしゃったように、とにかく利益を出さないと生活できないということで必死になって利益を出すために、今、特に株主の意識が高

まっていますから。

以前、エクセレントカンパニーという本が話題になりまして、それを見ていますと、アメリカの会社は確かに株主のために配当するのが目的だと、それを徹底的にやっていくのが良い会社だと。どうするかというと、一番は、消費者に受入れられる製品なりサービスを供給しなければならない。しかもそれを合理的、効率的に安く作って売らなきゃなんない。結局同じなんですね、やることは。

日本のエクセレントカンパニーとは、その頃はですね、むしろ世の中に良いことをやるんだと。ただ、良い事だけやってたんじゃ利益が出ませんから、それをいかに効率的に合理的にやっていくかと。そうすると、結果利益が出て、社会の役に立つ、株主のためになるのと同じだと。

もう一つ、利益のことについてですね、これはちょっと誤解があるかもしれないんですけども、一つはですね、利益の中が何になっているかというと、半分は税金なんですね。ですから、皆さんのため、国のために企業も、半分税金として取られる。それから、株主に対する配当です。これは借入金と同じような性格がある。役員賞与は役員に対する報酬という性格がある。そうすると、先程、今、先生がおっしゃったように、企業っていうのはいろいろ波がありますから、それに対する保険のようなですね、蓄積が必要。それから、将来投資しなきゃなんない時に、利益が、金が無いといかんから蓄積する。

そうなってくるとですね、利益という言葉がどこにもないんですね。

私が、森永ゼネラルミルズという会社の社長をやっていた時に、ゼネラルミルズのアニュアルレポートにこういう表がありまして、丸が売上で、その中は円グラフなんですけれども、原材料費、人件費、償却費とあって、税金から全部あって、利益って言葉は一つもないんですね。

まさに、これが我々がやっていることなんだ、こんな感じがいたしましたんで、そういう意味で、決して農協さんと企業がやっていることが、全然違うことをやっているんじゃないかと、やっぱり国民のため、みんなのためにやっているんだと、こういう認識で話をしていきたいと思っております。

今 村 座 長：ありがとうございます。これも御意見として、承っておきます。その他どうぞ。

門 傳 委 員：ちょっと、今の議論に意見させて頂きたい。水谷委員も松崎委員もおっしゃったのは、多分ここで書いた資料4で出ている目的は、いわゆる法律が言っている目的だと思うんですよ。お二人がおっしゃったのは、いわゆる社是、社訓の世界の話じゃないかと思うんですね。

これは、かみ合うはずのないものであって、協同組織であろうが株式会社であろうが、社会的に正でなければ存続し得ないものでありますから、ただ、その手段として、組織として協同組合なのか株式会社なのかという事の違いであって、多分、その点は違いないと思うんですけども。その議論が役所の方から出された資料とちょっとなんか違うんじゃないかというような気がしたもんですから、それで良いのかどうか、ちょっとですね如何なものかと。

牛 尾 委 員：資料の質問でよろしいですか。資料3の6ページ、経済連の財務状況で、平成12年度損益計算書の推移ということで、8年から11年までは、非常に順調に経営をされていると拝見するんですけども、平成12年度に事業利益が急に赤になっている。

これはなにか特別な理由とか、或いは傾向値なのか、13年の数字が出ていないのでわからない。ちょっと、説明して頂ければ。

経営・組織対策室長：全農さんに聞かれた方が良くないかと思うんですけど、傾向値から言いますと、事業総利益と事業管理費の差額が事業利益の形で出ますので、御覧頂きますと、事業総利益がですね、8年度と比べて12年度はかなり落

ちておるわけでございます。こういったもので、事業管理費、いわゆる人件費が中心でございますが、これも減らして努力されてきているんですけれども、やっぱりそれで賄いきれなかった。

その原因としましてはですね、購買事業の落ち込みが結構大きいということでございます、その差だと思えます。

購買事業が、なぜ落ち込んだかにつきましては、前回の現状と課題で御説明しましたように、一つは、生産資材等についてはですね、米を中心に生産量が減ってきたということもあまして、資材も売れ行きが悪くなったと。

あと、生活資材、生活関連の方ですね、Aコープいわゆる共同店舗とか、ガソリンスタンドとか、こういった生活購買については、赤字基調が前からあったわけで、今まではそれを埋めていた生産資材の方が、埋めきれなくなってきたという事が原因じゃないかと思っております。

傾向値としましては、13年度まだ統計として出てきておりませんが、現状を言いますと、12年度までは、経済連の数が41あったわけですが、13年度以降は全農との統合が進みまして、13、14年で27連合会だったと思えますが、全農と統合したということございまして、そういう意味では傾向値が断絶してしまうんですけれども、統合に至るような状況にあるということでもあります。

今村座長：田林理事長も来られてますから、全農の財務について、やや別の観点、当事者の観点からまた後で説明して頂きます。

岸委員：これは意見みたいなことになるんですけどもね、今の資料の4ページですね、ここに損益計算書が出ていますよね。

それで見ますと、購買事業、販売事業は損益計算書ベースで見るとね、別に赤字でも何でもないと出るんですね。5ページにいて、部門別純損益で見ますと、黒三角ばかり並んじゃうんですね。

非常にギャップがあるんですね。損益計算書ベースで見ると、どうも良いのかどうかという疑問が、前からあるんですけどね、これをもうちょっと出せませんか。

つまり、純損益ベースで事業別に出すってことは、何かの方法でできないかと思うんですね。

確かに5ページは、いくつかの組合を抽出しているんですかね。1組合あたり平均を出していますが、これが総合農協統計表のベースで出せると非常に良いんじゃないかと思うけどこれは無理ですかね。前からそういう気がしてしょうがないんですけれど。

これは、宿題と言うことで、出せたら出して頂きたい。

今村座長：そうですね、農協の財務については、なかなか面倒であることを岸さんも御存知でしょうけれども、少し勉強したいと思えますし、それからまた、いろいろ知恵をお貸して頂ければ有難いと思えます。補助金の問題も合わせて。

如何でしょうか、事務局が説明した資料、よろしいですか。もしあったら、関連してまた後でお願いします。

それでは、次に全中の山田専務と全農の田林理事長さんに対して、今日の御報告も含めて、やって頂きたいのですが、事前に質問があったのは、将来にわたっての計画データ、これから3年間ぐらいの、財務あるいは経営収支の予測、計画こういうのは作らないのか、あるのかという御質問だったと思えますが、これについて簡単に御説明下さい。

山田専務：先程申し上げた取組みを、こうした部門損益に反映させるのは、並大抵ではなくて、相当の期間を要すると思えます。

松崎委員ご案内のとおり、これは全国1000JAの中での約300JAぐらいの数字でありますけれども、全国1000JAぐらいあるわけでありまして、個々のJAは法人として独立しているわけで、取り巻く経済環境もまったく様々

であるわけです。全国一つの法人でないというところが、長所でもありますし、弱点でもあるわけです。

当然、こうした部門損益は経済事業を中心に、赤字の平均的な数字が出ているわけですが、この中でも、しっかりやっている黒字JAもあります。

赤字の方が多いかと思いますけれども、黒字を出しているJAの特徴というのはあるわけですし、我々は先ほど申し上げたような取組みの項目も、こうした黒字JAの取組みを踏まえて、キチッとそれを赤字JAに踏襲してもらおう。運動として改善してもらおうということでありまして、最終的にはこの赤字を解消していく取組みを、3年ないし5年で、しっかり絵を描いていくという取組みにしていきたいと考えております。

今村座長：ありがとうございます。それでは、田林理事長に牛尾委員から経済連の財務について、何か、特に、今の対策室長の説明以上に何かございましたら。

田林理事長：対策室長のお話の中で、全農と経済連の合併が始まったということがありました。そのことが、経済連の12年度の当期剰余金の赤字が大きくなっているということに反映しております。

どういうことかと申しますと、13年の4月に21県連と合併しました。この合併につきましては、退職金の積立てが足りないとか、そういうものを積み増すとか、あるいは、JA還元の前倒しとして農協に返すとか、そうしたいろんな処理をしておりますので、その前の継続的な一連の年と比べて、ここはちょっと性格が違った時期になったと理解して頂ければ良いと思います。

今村座長：ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、農協関係のお二方がおいでですから、どうぞ御質問なり御意見を述べて頂きます。

和田さん、最初にお願いします。山田専務のペーパーだったと思いますけれども。

和田委員：食に関する信頼性の危機、これの回復というのが非常に大きな意味を持っていると考えております。

4ページですか、食の安心・安全に、人と資金を投入するということも述べられておりますし、それから、6ページにJA改革の3つの課題、ここに食の信頼性の危機というのが書かれておりまして、BSE問題、食品の偽装表示、それから輸入野菜を中心とする残留農薬問題等を通じて、消費者の食に関する信頼性が揺らいでいるとありますが、もう一つ、今私たちが非常に問題だと思っておりますのは、例の無登録の農薬の問題なんですが、なぜここに具体的にそれが出てこないのか。「等」の中に入っているのかもしれませんが、輸入野菜の問題をここに書き込んで、無登録の農薬の販売・使用、しかも、これに農協が場所によっては関わっているというのは、やはり消費者にとっては非常に関心を持っております。

これが、具体的な事例として、ここから外されているのは、少々納得ができませんということ。別に、その責任追及してどうこうというつもりはありませんけれども、やはり、こういうところで客観的に事例を出すのであれば、書いて頂きたかったということが一点です。

それからもう一つは、私などは、なかなか経営についてよく分かりませんが、これは2ページですか、生活購買事業、特にこれについては「一部を除いて、競争力が確保できない状況にある」と。これは、以前の農協についての検討会の時に、いろんな資料を拝見しましたので、理解は出来るんですけれども、確保できない状況にあると、こうスッパリと切ってしまう良いのかどうか。何かやりようがないのかと思います。

私なんか、身近なところで感じますのは、例えば生産農家の方に伺いますと、いや、Aコープよりも、例えば生協もあるし、スーパーも大きなのがで

きたし、品揃えが全然違うしと、こうあっさりおっしゃる方が多いんですね。

そこところが、そういうわけで競争力が確保できないからといって、切ってしまうと、何とか他にやりようがないのかどうかというところの、疑問というんでしょうか、その辺がどうしても残っております。

これも以前の検討会の時に発言しましたけれど、例えば、生産購買事業につきまして、今日の意見の中に、私は項目別で、ただ列記してしまったんですけど、非常に農機具の値段が高いわけですね。農機具なりそれからそういうものについて、私たちが、例えば電気製品、家電製品を買う時というのは、あちこち値段を調べたり、価格をできるだけ安くさせたりという、相当に根気強くいろんな事をやるんですけども、農家の方は割と高い物を買われる時にも、そこまでの交渉というのをあまりやってらっしゃらないんじゃないかなというような感じがあるものですから。そこら辺のところ、極めて単純な申し上げ方かもしれないけれども、感じ方と言われてしまったらそれっきりですけども、発言させていただきます。

今村座長：山田専務をお願いします。

山田専務：無登録農薬のことはちゃんと書かなければいけないというふうに思っております。意図的に除いたわけではありません。他の資料には、しっかり入れてます。Aコープの購買事業、生活購買事業につきましては、一部を除いて、ちゃんとやっている所は、競争力も確保してやっている例もあるわけでございます。そういう取り組み、工夫できる取り組みはいっぱいあるというふうに思っております。それから、地産地消等、特色あるファーマーズマーケットの取り組みをしているところでもありまして、大変好評を博している所もあるわけですが、その部分が明るみになっていないと思います。ただ、全体としてやはり競争できないんですね。そういう部分で、赤字が拡大しているという部分があるんですけど、ちょっと書き方としては不適切だったかもしれないですね。工夫はしたいと思います。

門傳委員：和田さんにちょっと御説明します。農機具等の価格についてなのですが、実は私も立场上100%すべて農協を利用していると言えいいんですが、現状は農機具に関しては、取引先は4社あります。肥料農薬に関しては6社あります。やはりそれぞれ規模別、大中小ありますし、それぞれの取引先のいわゆる使い分けみたいなことはしてますので。次の公取の説明の部分にもあるのですが、極端に言えば、農協が無くても私の地域は十分農業をやれるんです。

たぶんそういう地域は相当多いのだと思うんですよ。一部の条件不利地、例えば山間地とか、離島とかそういう所はちょっと状況が違うと思うんですが、たぶん、多くはそういう状態でやっているはずですよ。ただし、もちろん、いろんな条件が経済力厳しいですから、価格交渉も、これもですね、もう下手すると、商系であっても売らない方がいいという寸前までですね、ぎりぎりまで、1円までという表現が適切だと思います。そのぐらいの交渉をして私の立場を超えてやるのはもう、日常茶飯事です。でも昔からこれはやっておりまして、昔の本当に景気が良かった頃、毎年米価が上がる頃は、どんどん農機具買えたり、そういう時期はかつてはありましたけれども、今そんなことをやっていたらすぐ離農する、自己破産するっていう状況が私の周りにもいくらでもありますので、そのような状況は是非御理解頂けたらありがたいと思います。

小林委員：和田先生の御質問で「農機具が高い。」という御発言でございましたけれども、実は乗用車と比べて、製造工程が全然違うんですよ。私もそう思うんです。今トヨタの乗用車のクラウンが300万か、350万出せば、立派なものが買える。ところが、防除する道具なんて、ごく粗雑なものが、同じぐらいの値段するんですよ。「これがどういうことか」とって、農機具屋と相談

しますと、ほとんど手製に近いんですよ。要するに、生産ラインへ乗っかって、大量生産で、大量に売っていくという生産方法でない。農機具は、売れる量が少ないし、手製に近い部分もある。そういうことで、いくら交渉しても、工場の方でも下げられない。じゃあ、違う農機具にしようかっていうと、違う農機具屋って無いわけですから、農機具のメーカーっていうのは少なく、製造過程のコストが違う点もあるということで。

乗用車なんて生産ラインですから、この間、中国の生産ラインに連れて行かれましたけれども、あのような生産ラインに乗っかるとコストが安い。

岸 委 員：山田さんに一つお伺いしたいんですが、今日の報告には無かったですけれども、8月に全中が機構改革をされまして、『食の安全・安心対策室』でしたか、対策室をお作りになったと思うんです。今までの全中の仕事ぶりを見ていますと、全中は、色男みたいなもので、かけ声はいろいろ掛けるけど、金と力はなかなか無いという感じで、実効性が、我々から見ると、今一つだという感じがしている。

つまり、この安全・安心対策室も実際に行動で表すのは全中ではなくて、単協であり、経済連であり、全農ですよ。その辺の裏付けと申しませうか、とりあえず、記帳運動から始めると聞いておりますけれども、そういう全組織をあげてやるという体制になっていくのかどうか。そういう裏付けはありますか。だいたい、農協というのは、大会決議をしても、なかなか実行しないということで、私はいつも憎まれ口を言っておるんですけれども、今度は大丈夫ですか。その辺のことを教えていただきたいと思います。

山 田 専 務：私の後、全農からお話を聞いて頂ければと思いますが、いずれにしろ、『食の安全・安心対策室』を作ったのは、はじめてでございます。それほど安全・安心を念頭に置かない限り、我々の農業は、もちろん農協も生き残れないという観点での判断でありました。とりわけ先程、和田さんからお話がありましたが、数は少ないわけでありまして、全く無自覚に無登録農薬を扱っていたJAもあるわけですし、これはもはや何ら弁解のしようが無い。そういう面では地方も含めて、大変な危機感がわき起こっておりますので、記帳運動等を中心にしながら、徹底して積み上げをやっていきたいと思っております。

田林理事長：そういうきらいがなきにしもあらずだと私も感じる所はあります。従いまして、行動計画について、全農が作った行動計画を県経済連なり、農協なりに、ストレートで連動させるような行動計画にしていかなければいかん、ということが1つだろうと思っております。

全農が、安心・安全システムや、トレサビリティをやるという気運、努力をすると同時に、現場でこういう気運は起こっております。これはお互いに情報連絡しながら、そのことの連携を図ってやっていくということだろうと思っております。従いまして、JAなり、県経済連なり、私ども等、会議も含め、研修会も含め、トップの打ち合わせも含め、これを中心にこれからはトレサビリティ、安心システム事業を展開することが本論だろうというふうに感じております。

水 谷 委 員：2点ございます。

1点は、和田さんの提起された安全の問題ですけれども、私はこれは非常に重要だと思っております。10ページの所で、生産行程管理・記帳運動というのがございます。私は、これができれば非常に良いのではないかと思いますし、この中にISO9001も入っております。あるいは14001まで行くのかもしれませんが、そういうことがもしできれば、日本の農業にとって、大変良いと思っております。それは、日本の農業にとって、相手として輸入品というのがございます。で、輸入品にどう太刀打ちできるかというこの安全性の問題だと、私は思うんです。ですから、もし真剣にこれに取り組んで

いけるとすれば、大変良いんじゃないかと。ただ、これも非常に手数の掛かることで、記帳運動ですね、大変でございますけれども、これは推進できるのだろうかという可能性についてちょっとお伺いしたんです。もしできれば、是非やってほしいということを含めまして申し上げます。

それからもう1点ですけれども、先程いろいろ御努力を頂いているという中央会、あるいは連合会の話がございまして、これを伺う範囲では、それで十分じゃないかと思いました。そうやって頂いたら、うまくいくんじゃないかと、こう思ったんであります。ただ、現実はそのは言ってもなかなかできないということがあるんだと思います。それは一体なんだと、煎じ詰めれば、私は『意識改革』、中にはおっしゃいましたけれどもこの職員、上から下まで、あるいは組合員を含めての意識改革かなという感じがしておりますけれども、あるいは違うかもしれません。もっと重要なことがいろいろあったら教えていただきたい。そしてその意識改革に対して、なぜそれが出てこないのかということにつきましては、やっぱり現状認識や、将来見通しが甘い。甘いわけではないかもしれませんが、「何とかなるだろう」「何とかして頂けるだろう」という依頼心。これはどこからくるかといいますと、行政に対する依頼心。これが長年に亘って、できあがってしまっているんじゃないかと。もしそういうものがあるとすれば、今までの行政の罪の部分でありまして、一生懸命保護してやろうという親切心があだになった部分ではなからうかという感じを持っておりますが、そういう見方というのは誤りでしょうか。教えていただきたいと思っております。以上です。

山田専務：1点目の安全の重要性について、全く異存はありませんでして、とりわけ御指摘の通り、タイ、中国からの農産物対策としまして、我が国の物が安全だといえない限り到底だめだ、というふうに思っております、本当にできるのかという話ですが、率直に言います、やっていくしかないということでありまして、先進的に取り組んでいる例はあります。それから、JAの中にも、しっかりそれをやってきている例があるわけですから、そういうことをグッと全国に広げていくということであろうかと思っております。

それから、第2点も同様でありまして、こうした改革はなぜ進まないのかという御指摘ですが、意識改革の問題だったり、将来見通しの問題であったり、行政依存と言われましても、なかなか難しいんですが、そういう部分もあるのかと思っております。しかし、やはり難しいのは、全国のJAは、それぞれが独立した法人であります。例えば、組織をたがえたところに人事交流があるかということということになりますと、これが見事なくらい無いわけでありまして、やはり、JA同士、JAと県段階、県段階と全国段階、そういう形での発想の行き来、それから新しい取り組みの全国普及に向けた人材交流という部分が、非常に大事ではないかと思っております。

品川委員：食の安全という絡みでいろいろ御指摘が出ているわけですけど、1つは、「食の安全・安心が揺らいでいるのは、消費者の信頼が揺らいでいるから問題だ」というとらえ方をなさっているようですけれども、ある意味では、BSE問題にせよ、無登録農薬問題にせよ、これらの問題で一番被害を受けているのは農業生産者の方なのではないか思うんですね。そういう点では、食の安心の問題・安全の問題は消費者のためということだけでなく、農業者自身のためにどうなのかという立場での見直しなり、今後の取り組みなりというものの考え方が必要なのではないかというのが私の意見でございます。

もう一つは、それとの関連ですけれども、例えばBSEの問題について、日本への上陸が危惧されている中で、農水省が果たした役割がどうだったのかということが、その後の議論で、たくさんなされているわけですが、確かに行政の責任がどうだったのかというのは一方であると思っております、もう一

つ、農協自身が、BSEが国内に入らないようにするために、どんなことをなされたのか。あるいは発生以後、感染経路の解明ということについて農協自身どんなことをなされたのか、協同組合自身の責任ということ、どうお考えになるのか。そういう意味で、例えばBSEの問題について、トレサビリティーのシステムを作っていくことが大きい課題としてあるのはその通りだと思いますが、今後そのようなことが起こらないようにしていくために、あるいは、無登録農薬ということが日本の国内で起こらないようにしていくために、農協としてどうしていくのか、どんなことを今後考えていくのか、それを消費者のためにということだけでなく、生産者自身のために農協としてどうしようとされるか、その辺りを少しお聞かせいただけたらと思います。

田林理事長：おっしゃられる通り、無登録農薬問題、BSEで一番被害を被ったのは、まさに、農家でございます。昨日も一昨日もNHKでやっておりました（10月19日、20日NHKスペシャル「どうする食の安全」）が、農産物が全部廃棄されるっていう画像を見まして、大変悲しく思ったんですけども、販売する側としてまだまだ店頭で並ぶ価値の基本が、見栄えがきれいなことになっているわけですね。で、その品質に見合うものを作るってことになるとやはり、農薬も必要になってくる、そういうことだろうと思います。なおかつそれが、極めて特効薬であるということになれば、それはそういうことになる。そのことを土壌としてある程度許してきたということが極めて問題じゃないかなと思います。

改善対策としてどうするかということ、今度、国が法改正をして、使用した人も罰すると。今までは売った人だけが罰則だった。使用した人も罰則だということだと思いますけども。そうした法の内容と同時に、自らが作っているものに対する基本的な責任ということについて、やはり生産者側も姿勢を正さなきゃいかんだろうと。今度の無登録農薬問題は、大変な教訓になっただろうと思います。このようなことが無いように安全対策について農協も指導していかなきゃいかんだろうし、農家自らもそうしたことを手掛けていくことだろうと思います。消費構造の問題にも、1つ波紋を投げかけたのではないかな、そんな感じもしています。

トレサビリティーのシステムについて、どれだけできるんだってことですが、これは今ある程度クローズと言いますが、そんな形でやっていますので、認証する検査委員の数の拡大とか、そういうことも踏まえながら一生懸命手掛けていきたいと感じております。

松崎委員：先程の山田さんのお話で、全体をまとめた数字を出すのは大変時間が掛かって、難しいという御説明で、これはよく理解できます。いずれにしても数字遊びをしていても良くなならない。やることやらなきゃならない。これも十分理解できますので、いろんなことをおやりになっていると、わかってます。

この間、10月5日の東洋経済と、10月16日のダイヤモンドに農協のことが取り上げられ、まあ、もうご存知だとお思いますけど、その中で、とびあ浜松の松下さんの所は、大変すばらしいことをやっていたらっしゃるとい記事も出ておりましたし、その中で先程の数字の中でも、例えば不良債権の問題とかですね、それから『自爆』なんて言葉を使っていましたけども、本当にその共済の方で今圧力が掛かっているのも無理矢理（契約を）とっているということもあると。

そうすると、この収益の方は、本当にそうなのか。会社でいえば、仮売上げのようなものが入っちゃったんじゃないかと。そのことは今、別に議論するつもりございませんけれども、そういうことで、数字的に見ても非常に厳しい状況、これだけ見ても、利益が1300億あったものが425億にな

っていますし、また経済連の方を見ますと、214億が赤字になってしまったということで、その東洋経済と、ダイヤモンドは大変厳しい記事を書いております。

私は、この議論で一番まとめなきやいけないのは、例えば3年間で、本当にどうなるのか。「良いことやっています」だけでは、絶対に解決できないと思っています。例えばある会社が、支店ごとに全部計画出させて頑張ってくれなくなりましたとか、減らしましたとかですね、いろんなことがあるんですけども、そのトータルが分からないと、絶対に会社はつぶれちゃうと思いますので。

ですから、ただこれは3年先のことですから、これが当たったか、当たらないかということよりも、こうやるんだという意味と、それから、実行の計画を積み合せて、現場とのすり合せをして、1つの数字を作り上げて、これでやりましょうというものがないと、前に進まないという認識を持っております。

有塚委員：安全、安心の問題で現場の農協は一体何をやっているんだと、品川委員からの御質問であります。私現場の農協の組合長でありますから、私どもの事例を紹介させていただきまします。独禁法の問題は後からということですが、これも相関関係、実際は関わってくる問題なんです。

農業では環境問題が非常に重視されてまいりました。もちろん、農業が環境を守る産業なんです。その環境を守る産業が、環境を害していたんではいけませんので、今4つの環境を守る対策をしております。1つは、家畜の糞尿対策であります。2つ目には農薬の問題。3つ目には肥料の残留問題であります。4つ目には、廃プラスチックのような、いわゆるダイオキシン問題。この4つが、農業が関わっている公害かなと認識しています。

例えば、澱粉工場をやっているわけでありましますけれども、これは、水質汚濁の問題があります。窒素、リン酸、いろんな物を川上から川下に流して、水質汚濁があつては、ならんわけでありましますから、これを全部抽出しまして、澱粉カスと一緒に燃やしております。これを自家発電に使いまして、いわゆる循環型の、環境にやさしい澱粉工場をやっています。選果場も全部そうであります。小さなロットで各農協が選果をしていたんでは、水処理の問題に、2億、3億掛かるんです。基準のppmにするためですね。大変なことになりますから、大きな協同といひましますか、連合体が必要になってくるわけでありまします。また廃プラスチック類でありますと、私の農協は、帯広という所でありましますけれども、函館の方まで、だいたい距離にいたしまして500キロほどあります。いわゆる野焼禁止法でありますから、ダイオキシンが発生しないように農協が集荷をいたしまして、函館までの運賃を掛けて、また燃やす経費も掛けて環境対策をやっているのをございます。

そういうように、クリーンな安全、安心の対策をやらせてもらっているのが農協の組織であります。これは経済事業じゃありませんから、大変なリスクをしょいながらやっているわけでありまします。これらをやはり、消費者にもリスクをしょってもらわなくてはいけないという気持ちはありますが、過当な価格競争の中で、とてもじゃないけどそんなことを言ったらすぐに比較されます。そういったことを私共は義務感のようにしてやっている事例を報告させてきました。

野村委員：系統の改革の取り組み状況に関して、系統農協はいろんな取り組み方をしておりますが、非常に分かりにくいということと、『やりっ放し』というイメージがどうしても起こります。消費者はもとより、本当に組合員に対してこうした改革の考え方、中身、実行状況など、どこまで浸透しているのかという疑問を持つのであります。

そこでもし、そういう取り組みがなされていたら教えて頂きたいのですが、

計画の実行に関してに評価、実行現状の状態に関する原因分析、その後の対策といったことを、時系列できちんとしていらっしゃるかどうか。それと、組合員や、消費者との間で、それらの問題についてのコミュニケーションがなされているのかどうか。この辺をお伺いしたいんですが。

山田専務：ずっと言われているところでありまして。従来は、大会決議を3年に1回やりまして、大会決議の実施状況をその都度3年ごとに点検することにしておりますが、果たして3年ごとにやっていて間に合うのか、という時代に入っているのであります。

そうした中で一昨年の第22回大会以降は3ヶ月に1回、計画の実行状況を点検しまして、それを理事会に進行状況を報告し、同時にホームページに掲載しています。当然、県段階にも、JA段階にもつながるような努力をしているつもりであります。

ただ、おっしゃいますように末端の農協職員にまできっちりつながっているかどうか、ましてや組合員までつながっているかどうかというと大変心配なところがあります。日本農業新聞という新聞がありますが、これは、我々とは別の組織ではありますが、しかし系統組織で作上げた組織であります。全JAが新聞連に加入するというので、組織も協同会社にいたしました。それが40万部しか発行していなくて、果たして情報はつながっているのかということがあるわけですし、徹底した紙面内容の改善と、情報誌を使って、取り組みの状況が伝わるようなことを大々的に展開しようという方針を出しているところでありまして、残念ながら、野村委員のおっしゃる通りでありまして、反省ばかりです。

小林委員：食の安全の問題で、たまたま有塚さんが、環境問題に触れられました。山梨県のJAの会長でありまして、廃プラスチック工場を造りました。もう、歴史が長いんです。県と両方で金を出し合って農業用ビニールを処分している。セメントの材料、あちこち再利用が可能で、山梨県でも農業用ビニールはほとんどそこで処分しているので、先人に感謝しているんですけども、山梨県はもう、かなり前から県と協力し合ってやらせて頂いています。

また、どうしても防除っていうのは、虫害とか、病害とかいろいろございまして、農薬の問題が出てくるんです。私共はこの間、NHKに出て何か喋れと、こういう話で、アナウンサーと対談したんです。そのときに申し上げたんですけど、山梨県では『防除暦』というのを作ってるんです。これは誰が作るかということ、県庁の技術の専門家と、JAの技術の専門家と、農薬会社の技術の専門家と、3者が会いまして、今度新たにこういう農薬が出て、こういう登録がしてある。これを使うには、こういうことに留意して使いましょう。そういう説明の暦を作りまして、例えば、巨峰の消毒はこの時期にやりなさい。これから先はやってはいけません。そういう防除暦を作って、各農家は全部それを配布されて持っている。このような格好でこの間NHKで申し上げたら、「いやーいい話をしてくれて良かった」と我々もそういう努力をしているってことを消費者に理解していただかないと農家が欲をかい、なんでもかんでもやっちゃうよということでは決してありません。と、そういうことを是非してくださいとこう言っておられました。

今村座長：ありがとうございます。原調整課長がおられますので、独禁法に関わる御質問を。どうぞ松下さん。

松下委員：原調整課長にお伺いしますが、この最後の4のところです。平成11年度末に結論を得ることとされたが、関係省庁の調整ができなかったために、結論を得なかったというような経過があると。

まず第1点はどのような経過があったのか説明して頂きたいということ。

それから2番目の適用除外の問題ですけども、いわゆる新規参入の制限さ

れていることと農業従事者の従事する者の加入率がきわめて高く、かつ系統利用率が高いということが書いておられますけども、この辺はどういったことを言っているのか。

農協としては、系統利用率は上げようということをやっておりますが、現実の話としては、100%とか50%系統利用しているのはいい方です。先程、門傳さんも言ったように、あらゆるところから、入れているという形になっています。その辺の実態をよく調べて頂いて、管内の需要がどのくらいあるのか、その内、農協がどのくらい使っているのかというのを出さないと、ただ全部入っているからと言ったって、全員が農協を利用しているわけではありませんので、その辺の解釈というか、どういうことになっているのか、「依然として問題が残されている。」とありますが、その点をちょっと説明して頂きたいと思います。

原調整課長：平成11年、平成10年の検討の経緯は、ここに書いてあるとおりで、検討経過において、関係省庁との調整が折り合わず改正しないという結論になったということで、そのときの提起された問題が、改善し解消されたため改正しないということではなくて、調整がつかず改正しないという結論になったということです。それ以外の含みはありません。

2点目ですが、本当にその全て農業分野で民間事業者と活発な競争が行われ、平均して系統利用率が低い場合、又は昨今系統利用率が下がっているとかそういうような認識はあるんですけども、競争というのは色々な市場、例えば、農産品それぞれないしは生産資材それぞれについてあるわけですので、本当に全て5割とか4割ぐらいいくつか無いということであれば適用除外規定が無くても現在やられている協同組合の事業活動というものは何らかの運用の悪用とか、乱用行為とかということが無い限り独占禁止法に違反するというのは、ほとんど想定できないので適用除外規定があっても無くても同じである。

だから無い方がいいのではないかという議論もあるかと思いますが、ただ、色々な所で私どもが過去にご説明したように、13件の違反事例、また、これ以外にも独占禁止法に違反するおそれがあるとして、文書で警告して公表した案件というのも20例近くあって、その審査の過程で、形式的に参入が自由であるといってもなかなか事実上参入ができないというような場合、それから系統利用率がかなり高いというような場合が現実であり、それを背景として排除行為が行われ独占禁止法に違反をするということで処理をしてきた事実認識の下にこれを書いてあるわけで、相対として系統利用率が低くなることをなんとかしなくてはいかんということで、皆さん一生懸命汗水垂らしてやられていることは、充分認識しておりますけれども、いくつかの分野、市場においてそういう問題が生じると言うようなことで、個々に書かせて頂いた訳です。

小島委員：2、3ちょっと質問申し上げたいんですが。

1つは、40数年間で13件というのは多いのか、少ないのかということ。また「麻袋」だとか「紙袋」とかということの違反事例というのは随分たくさんあったように記憶しております。その点が1つ。

それから、新規参入についての排除という問題について前回の農林水産省の方から出された資料で、たとえば、JAの口銭率って、販売の場合も購買の場合にも非常に安いと。商系の小売りの場合は非常に高く3倍くらい高いです。

そういう場合、口銭率がこれだけ高いのに、新規参入が容易にできるかできないかっていうのはどういうところで判断されているのかが第2の問題。

第3の問題は、今度の安全安心の問題の端緒になりました肉の産地詐称です。スーパーチェーンの欠品問題が非常に大きな問題になりました。スーパーなんかのナショナルチェーンが欠品がないよう納入業者に対して圧力をか

けるという事については、公取委のいわゆる優越的地位の濫用ってことに入るのか入らないのかということ。3点について質問申し上げたいと思います。

原調整課長：まず第1番目に13件という違反事例というのが、一般的に多いのか多くないのかですが、私共の組織は、全体で600人弱、それで全国を監視しているのだから当然全てを監視した上で全てを排除勧告してきているわけではなくて基本的には一罰百戒という形である代表的な形をやり、それを踏まえて改善をして頂くというようなものが農業には限らず一般的にやられております。

これについて13件の背景としてどのくらいあるのか、それとも無くて単に13件だけなのか。さらに警告等で20数件あるんですが、それはなんとも評価できないですが、全国津々浦々でやられていると言われている談合の私共の摘発というのが年間20数件とか30件等というような観点からいうと、適用除外規定という形があり、その例外であるただし書に該当したということで排除勧告するという観点から言えば13件というのはけっして軽くはなく、重い数字ではないかと認識しています。

それから、新規参入の阻害なりの1つのメルクマールについてですが、現実に私共はこの違反事例にあるように、例えば、連合会から買うよりも、単協さんが独自に交渉した方が安いから、やろうとするような場合に何らかの形で商系なり販売店さんに圧力をかけてやめさせるとかというような場合など、基本的には具体的なケースに基づいて判断をする形をとっておりますので、一律にその概括的なメルクマールというようなものではありません。

現実に色々なデータ等で系統利用率が高いといわれているが、それは単協ベースの利用率であり、それから経済連、全農という形で徐々に利用率というのは下がってきている訳です。それが一定の高い比率になった場合、実際に経済合理性の観点からそれが得られているのか、何らかの人為的な形でそれが高くなっているのかどうかということを実態を踏まえて判断をするということになるかと思えます。

それからスーパーの欠品問題ですが、この場合一般的な形としてスーパーが優越的地位を使って、その欠品に対して不当な高いペナルティーを課すとかという場合にそれを納入業者が飲まざるをえないというような状況ということであれば不当な優越的地位の濫用ということになります。それは現実にスーパーと農協の関係でも然りという形になります。

欠品とは違うのですが、ローソンが過去に1円で納入をしなさいということで問題とされた場合には、そこの中には大企業の食品メーカーですとか、お菓子メーカー等も入っていたわけですので、相手側が中小のメーカーに限るわけではなく、そこの中で、一般のメーカーが相手であったとしても、優越的地位の濫用行為というものの対象に入り得るということになると思えます。

ただ、「欠品はしませんよ」ということを一つの売りにして相手が押しつけるのではなく、向こうからやるというような場合というのも多々あるわけですので、それと相手方から押しつけられたというものとの区別はどのようにするのかということは、なかなか外形では判断できずに、その実態や運用をみて個別ケースごとに判断をせざるを得ないという点は、ご理解願えればと思います。

館本委員：独禁法とか色々問題があると思うのですが、やはり基本的には日本の農業をどうしていくのか。

例えばスーパーの話があっても21世紀の日本の農業は確固たるこういう農業でなければいけないというものがやはり必要だと思うのですよ。その中で農協は自分たちが自らよく知っているのですよ。どこが一番弱くってどこがいいのか、直せるのですよ自分たちで、ところが危機感がないから直せ

ないだけなんです。

でも本当に日本の農業の危機というのは来てるんです。立て直せるんです。そうすれば農協も良くなるんです。何故、立て直せるかということと健康ということは、日本の土と日本の水と日本の空気と太陽光線で、直すしかないんですよ。だから、ものすごくチャンスがあるんですよ。その中で日本の農業を確固たるこういう農業にするんだっていう確固たる意志を持てば、農協も確実に直す力を持っています。その危機感さえ持てば、そこにまたものすごく大きなビジネスチャンスもあるんです。

だから農業やる人もどんどん出てくると思います。

21世紀の日本の農業のあるべき姿はこうだ、となれば農協なんか必ず直せます。自分たちで直す力持っています。ただ歳とっているから、だいぶくたびれているかなというところはある。

でも、それはわかっているんです自ら、だから非常に日本の土とか水とかいうもので、やはり日本人の健康を、もう81歳と平均年齢が80歳、健康年齢が74歳、ここに使われる経費なんて非常に金がかかる訳ですよ。だから薬漬けとか厚生省の方でどんどん。農水省はだから頑張らなくてはいけないと思うのだけでも、やはりそちらの方で使われている金を、やはり本当に健康な国家にするためには、僕は農業というものに、ものすごく大きなビジョンとその信頼性をしかもそういうものを国そのものも啓蒙する、どんどん消費者に、それで消費者も、そこで日本の土を直さなきゃいけないということが分かれば、農協なんて見事に変わると思います。優秀な人間が随分いるわけですから、だから危機感がないですから日本人自身も危機感ない。だからそういう中で農協だけ直せていったって直せないと思っているわけです。日本全体に無いわけですから。

岸 委 員 : 3点あるのですが、前回事務局にお願いしたのですが、13件はっきり違反だという以外に表に出ないようなケースが相当あるんじゃないかと、いわゆるグレーゾーンです。その分がどうも大事じゃないかと申し上げて、できたらデータを出してくれとお願いしたのですが。

たまたま今、公取委の方から20件文書でやったようなケースがあるんだというお話があったので、お差しつかえなければ是非、警告したケースがあればそれを出して頂ければいいと思うのですが。もし本当にそういうことがあるのでしたら、よく我々考えなくてはならないし、また、農協の方でも注意していただければならんことですから、出せるんでしたら出していただいた方がいいと思います。それが1点ですね。

2点目これは原課長にお伺いしたいのですが、現在具体的に農協についてこれこれという訴えがでてきているというケースがあるのかって事を教えていただきたい。

3点目はですね、先ほど農協の方のご説明の中で資料5のですね1番最後のページなんですけれども、そこに農協の方で心配されているケースが出ておりますよね、もし廃止されたら影響を受けるというケースが並んでますね。これは心配はもっともとわかりますけれど、公取委としてはどうですか、ここに載っている4つのケースについてはこの疑いありとか、あるいは問題が残っているふうに考えられるかどうか教えて頂きたいと思うのです。

原調整課長 : 文書警告の事例として20件程度ということで、19件ほどありますけれども、これは公表しているものですので、整理をして提出するという事は可能かと思えます。

2点目として、違反の摘発の場合というのは、中にはトラブルになって、これは公取委に訴えたということで公表される場合もあるのですが、そうではなくて、本当にいじめられて、そのために公取委が動いたとなると後でしっぺ返しをされるとかもありまして、基本的に今どういう情報を持って何をや

るということはお話できない。

したがって、実際に農協関係で情報があるとかないとか動いてるとか動いていないとか、そういうことは言えないということをご理解して頂ければと思います。

それから、ここに出されている4つの事例、事実関係をどのような形で並べてあるのかどうかということは、ここでは正確に把握できないのですけれども、たぶん、この中で、その目的自体がいくつかあって、価格の安定に寄与するというのが目的ということで、基本的に、価格のコントロールとか、価格に対する支配力をつけるという事を目的としているものというのは無いのではないかと考えられますので、現在がどうかということではなくて、そういう目的を達成するためには適用除外規定が無く、独占禁止法の枠内でやり方等というのが、このままである場合もあるだろうと思いますし、さらに少し工夫をして、改善をすればできるというようなものがあるのかなと思います。

購買事業の場合にもメーカーを何社か集めて、メーカーと農協とで団体交渉をすればメーカー間のカルテルという問題があるのですけれども、各メーカーとそれぞれやるというのは、当然購買事業の仕入れ先との価格交渉、そのものですので、そこのところは、独占禁止法の枠内でできるようなものなのかなというのが、ここでの印象であります。

具体的にどういう方法でやっているかどうかはこれだけではわかりませんので、ギリギリと本当に問題となるような形で、仮にやっているのかどうか、そうでは無いというのものもあるんですけれども、目的と方法を考えれば、仮に問題になりうる、ないしは問題になるおそれのあるようなやり方でやっていたとしても、改善とか工夫をすれば独占禁止法の枠内でのものになるような内容ではないかなというのが印象でございます。

私共の警告は証拠がないのが警告ですので、いわゆる談合をやっているおそれがあるとか、そういう意味で立証を、独占禁止法の場合は証拠を積み立てての立証ですので、そこでの観点での事ですので工夫をすれば、独占禁止法に違反しない、警告とか公取委から「コラ」といわれないような形になるようなものではないかなと考えます。

経営・組織対策室長：岸先生に関連してちょっと我々も理解不足のところがあるものですからお聞きしたいのが、今の課長のお話の中で、これらの行為は、その独禁法の枠内できるといっておっしゃい方をされたのですけれども。

ここでいう、枠内という意味は、適用除外規定に基づきできるという意味なのか、それとも適用除外規定が無くてもできるという意味なのか、それを系統の資料では非常に気にされていると思うのです。そこを明らかにしてほしいのですけれども。

原調整課長：独占禁止法の枠内と言っているのは、適用除外規定がないのを前提として、適用除外規定を廃止したとしても、具体的に言えば(1)で情報交換が問題になるというのが、今後個別に例えば、協議会、主産県で個別の農家、個別の単協について、今後どれだけ作るとかいう個別の情報を交換をすれば、独占禁止法で問題になってくるということなんですが、個別ではなくて、県全体の見込み量を積み上げて、豊作で多くなるとかそういう情報交換の基に各単協なりが自主的な判断で生産調整をしていくというようなシステムをつくれれば独占禁止法の枠内できるとかな。

現実に価格をコントロールして、これだけにするんだとか、これだけの額にするんだとかいうようなものを目的とするということであれば、独占禁止法の問題にはなってくるんですけれども、いわゆるちょっと作りすぎのものをやめるといふ、自主的な判断で、そういう事をするというのが主眼であれば枠内できるとかなということになります。

経営・組織対策室長：今のお話の中で目的によっては、そういう枠内ではあるというお話であり  
ますけれども、系統側からの心配といいますのは、ペーパーに書いてあった  
と思いたいますが、一々そういうことで公取委さんにお伺いを立てないといけな  
いんじゃないかと言うことを心配されておったのですけれども、その点は適  
用除外があれば、協議なしでできて、適用除外が廃止されてしまうとやはり  
協議なり、お墨付きを得た形でやらなければいけないということでしょうか。

原調整課長：いえ、適用除外規定がある場合というのは、ある程度、不当に対価を引き  
上げるといふところまでいかなければできると言うことで、基本的にノーチ  
ェックなのですが、その問題というのは同じ目的でより効率的に事業者の  
創意工夫が発揮できるような方法があるにも関わらず、得てして一律にやっ  
てしまうという問題というのは一つあるとは思いますが。

また、当然、私共も事前相談とかガイドラインを事業者により分かりやす  
い形で示して未然防止を図っていくのも一つの重要な施策として行っており  
ますので、一々やらなくてはいけないというような要請が強いということ  
であれば、基本的な考え方をお示しして、それに則っていれば、一々私共のと  
ころへ相談に行かなくてもできるとかという対応というのは可能であろうと  
考えております。

峰島委員：JAに危機感がないということが出ましたけれども、農協のあり方につい  
ての研究会を持たれたこと事態、JAは非常に危機感を持っております。そ  
れは皆さんにおわかり願いたいと思います。

幾日も幾日も会議を続けたり、本当に寝ずにやっておる改革です。その中  
におります女性部組織ですが、男女共同参画ということもありまして全国的  
に理事が250人以上になって参りました。今までの男性社会の中に女の理  
事が入り、これから改革と一緒に取り組んでいこうと、そういう意気込みで  
おります。

安全・安心ということをもットーに置きまして、改革に取り組んでおりま  
すので温かい目で、是非ご協力願いたいと考えております。

鈴木委員：先程、安全・安心のトレーサビリティの話が出ました。消費者は安全・安  
心を求めていると、これは国民一同、そのとおりであろうかと思いたいます。

それで、有塚委員や皆さんの産地の方からのご意見もありましたが、結論  
はこれはかなり労力とコストがかかる事であろうかと思いたいます。それが最終  
的には価格にある程度反映させないと、いわゆる、再投資、再生産というこ  
とが現実的に難しくなるかと思いたいます。

そこで是非、安全・安心は実現致したいと思いたいますし、産地サイドの方も  
一生懸命なさっておるかと思いたいますので、これは高いものを作るんだとい  
うことは、私も消費者の一人ではありますが、やらないことよりは必ずそうい  
う費用もかかることではありますので、そういう認識を一応に持ちませんと、絵  
に描いたものを追いかけるようなことで、また、色々トラブルが起きるん  
であろうと思いたいます。

そして国際商品との競争力も合わせて持たなくてはならない。立派なもの  
も消費者には提供しなくてはならない。しかしコストはどうなるんだろうと、  
こういうようなことが非常に一つのサイドでは解決し得ない問題であって、  
これが国の伺いなり、あるいは全国的な組織の中でどうするかって事であろ  
うかと思いたいますが、ひと言ちょっとそんな感じが、実現致したい理想ではあ  
りますけど、そういう現実があるなということ、感想として申し上げたい  
と思いたいます。

今村座長：まだご意見があるのはわかっているのですが時間もオーバーしましたの  
で、これで終わらせて頂きます。

今日は、全中の山田専務、全農の田林理事長、それから公取委の原課長、  
本当にありがとうございました。とりわけ、全中の山田さん、田林さんには、

委員の皆さんから良い御提言を一杯頂いたと思いますので、こういう御提言を踏まえて、さらなる改革に取り組んでいただきたいと思います。

それから、この研究会におきまして配付資料、議事録等は全部公開致します。と同時に皆さんのお手元にある委員提出意見も最後に取りまとめたいと考えておりますので、追加意見或いは新規のご意見も、まだ出されていない方もおられますので、どうか時間を割いてご提出頂ければありがたいと思います。

最後に事務局の方から次回以降の研究会の日程につきまして提案がありますので説明してください。

協同組織課長：次回の日程等につきましては内々に、各委員のご都合を伺っておりますけれども、なかなか皆さんが全員揃う日が無いのですが、特段の支障が無ければ、次回は11月22日金曜日の午後1時半から開催させていただければと思っております。それとまだだいぶ先ですが、第4回目の日程でございますが、12月16日月曜日の午後1時半から同時間帯でお願いしたいと思えます。

今村座長：まだ、だいぶ先ですけども11月22日連休の直前ですけども、12月16日いずれも午後よろしくお願ひします。

できるだけ次回以降、現場の声、農業者或いはJAを直接やられている方、これは私どもに人選その他お任せ頂きたいのですが、考えますのでそういう形で積み上げていきたいと思っております。

それでは今日は長時間にわたりご熱心な御義論ありがとうございました。これで終わらせていただきます。